

## 課税免除について

### (1) ポイント

- 課税の公平性から極めて慎重な検討が必要。
- 徴収事務が煩雑にならないよう簡素であること。

### (2) 課税免除のケース

#### 〔 免税点 〕

- (1) 考え方 ○東京都と大阪府は、納税者の負担能力等を勘案し、平均的な宿泊料金等を参考に設定
- (2) 課題等 ○季節や日々等の価格変動により徴収事務が煩雑となる  
○宿泊代と食事代等で価格調整するケースが懸念される  
○宿泊税を検討している多くの市町村が否定的である

#### 〔 学校行事 〕

- (1) 考え方 ○教育旅行の誘致施策との整合性が図られる  
○俱知安町等で採用の例
- (2) 課題等 ○学校長等の証明によることの周知を徹底

#### 〔 入院看護 〕

- (1) 考え方 ○宿泊期間が比較的長く受益に対して大きな負担感が生じる事への配慮
- (2) 課題等 ○入院看護に伴う宿泊行為であることを確認することが困難  
○所得税の医療費控除でも宿泊費は対象外  
○他の自治体に例がない

#### 〔課税免除に係るご意見〕

- 課税免除の内容は、道と市町村で同じにすることが望ましい。
- 低廉な宿泊施設を利用する者も一定の行政サービスを享受している。
- 免税点を設けると、宿泊代と食事代で価格調整をするケースも懸念される。
- 簡素なことが税の透明性に繋がることや、事務手続きが煩雑にならないよう免税点は設けるべきではない。
- 学校行事に関し、修学旅行のみを課税免税し、部活動は対象外とすると複雑で分かりづらい。
- 学校行事は、入湯税でも課税免除としており、宿泊税も合わせて欲しい。
- 入院看護への課税免除は行わない方がよい。